

令和7年（2025年）度

市民公益活動促進補助金

応募のてびき

あなたの活動を市民に届けませんか！



市民協働のまちづくりをめざして

人と人のふれあいが得意なあなた！
市の支援制度を利用して、
市民公益活動にチャレンジしてみませんか？

大阪狭山市

目 次

1	令和7年度大阪狭山市市民公益活動促進補助金募集要項	1
I	補助金の趣旨	1
II	対象団体及び事業	1
	1. 市民公益活動と市民公益活動団体	
	2. 補助金を申請できる団体	
	3. 補助金交付の対象となる事業	
	4. 補助の対象となる経費	
III	補助について	3
	1. 補助金額と補助率	
	2. 今年度の自立促進部門テーマ型のテーマについて	
	3. 申請時の注意点	
IV	補助金申請から報告までの流れ	6
V	申請の方法など	7
	1. 申請方法	
	2. 補助金申請に関する相談	
	3. 申請書類の公開など	
	4. 書類審査及び公開プレゼンテーションの審査など	
	5. 審査の手順	
	6. 補助金の決定	
VI	市に対する協力と期中評価	1 1
VII	報告	
	1. 補助金実績報告書等の提出	
	2. 事業報告会の実施	
VIII	法的根拠	
2	収支予算書・報償費積算書 記入例	1 2
3	補助金申請書類提出の際の確認シート	1 5
4	申請様式	1 9
5	期中評価（事業視察）シート（参考）	2 7
6	大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付要綱	2 8
7	大阪狭山市市民公益活動促進条例	3 3
■	令和5年度補助金交付事業の紹介	3 5

凡例（この応募の手引き中、以下のように表記しています。）

○促進委員会・・・・・・大阪狭山市市民公益活動促進委員会

○評価部会・・・・・・大阪狭山市市民公益活動促進委員会協働事業評価部会

○市民活動支援センター・・・・大阪狭山市市民活動支援センター

1. 令和7年度大阪狭山市市民公益活動促進補助金募集要項

I 補助金の趣旨

この補助金は、まちのために役立つもので市民団体が取り組む活動がこれまで以上に活発になるよう、それらの事業に対して市が資金面から支援するものです。この資金には、市民から寄せられた寄附金と市からの出資金を積み立てている「大阪狭山市市民公益活動促進基金」を活用しています。

II 対象団体及び事業



1. 市民公益活動と市民公益活動団体

■「市民公益活動」とは

市民が自発的かつ自立的に行う営利を目的としない活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいいます。（市民公益活動促進条例第2条第1項）

■「市民公益活動団体」とは

市民公益活動を継続して行う団体であって、主として大阪狭山市内を活動地域とするものをいいます。（市民公益活動促進条例第2条第2項）

2. 補助金を申請できる団体

次の要件に当てはまる市民公益活動団体です。補助金を申請する事業を実施するためだけに構成された実行委員会のような一過性の団体は申請できません。

(1)継続して1年以上市民公益活動に取り組む団体（※）

(2)代表者を含め3人以上の役員がいる団体

(3)事務所を市内に有する団体

（※）活動途中で団体の組織や名称が変更されている場合であっても、主として活動する構成員の活動が継続している場合は当てはまります。継続した事業展開が可能な団体と認められれば、必ずしも1年以上の活動歴を要しません。

3. 補助金交付の対象となる事業

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの間に実施する、大阪狭山市市民公益活動促進条例第2条第1項に基づく市民公益活動であって、大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付要綱第4条第1項の各号のいずれかに該当する事業です。ただし、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体からの補助等を重複して受けるものを除きます。

また、文化会館利用料（施設等の使用料、人件費を含む）が5万円を超えるものはこの補助金の対象になりません。株式会社ケイミックスパブリックビジネス（大阪狭山市文化会館指定管理者）が

実施する補助金制度（文化の花咲かそ補助金）を活用してください。

- (1) 市民公益活動団体間の連携を図る事業
- (2) 新しい公共サービスのあり方を実践的に提案する事業
- (3) 市と協働して行うことで共通の公共的目標達成に向け効果が期待できる事業
- (4) その他市民公益活動の活性化につながる事業

4. 補助の対象となる経費

補助金の対象となる経費は、申請事業に直接的に必要な経費で、次の表に示すものです。申請団体が申請以外の事業を行っている場合は、それらの事業と共通する運営費などは補助の対象となりません。また、申請した補助対象経費のうち、費用対効果が期待できない等、総合的な判断に基づき、一部もしくは全額を対象外とすることがあります。



≪ 補助対象経費 ≫

区 分	経 費 の 種 類	対象経費の事例
報 償 費	講師等謝礼、調査・研究に係る報償等	外部講師等への謝礼は1件30,000円まで 構成員に対する謝礼は1件10,000円まで（スキルにより変動） アルバイト賃金も対象
旅 費	交通費、通行料等	
需 用 費	文具、雑品、図書、写真現像焼付、コピー及びチラシ・ポスター等印刷製本、石油等燃料、医薬材料等	消耗品、飲料水等の食品（食育等を目的とした公益的な催しで参加者に提供されるものに限る）
役 務 費	郵便料、通信費、クリーニング代、保険料等	公的登録著作権料（音楽等）
委 託 料	警備費、催し物等会場設営費等	業務を業者や他団体に委託する経費
使用料及び賃借料	催し物等会場使用料、物品レンタル料等	
原 材 料 費	材木、土砂等	使用に伴って形質が変化する材料、食材（食育等を目的とした公益的な催しで参加者に提供されるサンプル料理等に使用するものに限る）の購入費
そ の 他 の 経 費	その他事業の特性から市長が認める経費	（注）計上する際は、事前に承認が必要です。



《補助対象経費に算入できない経費》

- ①弁当代、飲食費（講師賄いなども含みます）
ただし、熱中症対策のための水分補給に伴う妥当な経費や、食育等を目的とした公益的な催して参加者に提供される飲料等の食品及び食材は算入できます。
- ②個人への支給品に係る経費、賞品・記念品代など
- ③申請団体の通常の活動に属する会議や練習などの経費、事務所などの運営費
ただし、公演などの場合リハーサル・ゲネプロ（本番どおりの進行で行われるリハーサル）1回分の経費は補助対象経費に算入できます。
- ④申請団体の構成員に対する謝金などで、1日あたり10,000円を超える部分
※10,000円までの謝金については、申請時に報償費積算書（別紙2-1）を提出してください。
- ⑤講師謝礼のうち1日あたり30,000円を超える部分

Ⅲ 補助について

1. 補助金額と補助率

■申請可能件数

自立促進部門提案型	1団体につき2事業まで
自立促進部門テーマ型・チャレンジ部門	1団体につき1事業

（※なお、複数部門に申請することはできません。）

自立促進部門

自立促進部門は通算で5年の受給が限度で、年度をわたって反復的に実施する事業「継続事業」についての補助金の上限は、2年目は28万円、3年目は26万円、4年目は24万円、5年目は22万円となり、6年目以降は申請できません（チャレンジ部門も通算します）。反復的であるかどうかは、事業の内容や団体の構成を総合的に判断します。

《提案型》

- (1)総事業費は無制限ですが、1事業に対する補助金額の上限は30万円で、補助対象経費の2分の1または総事業費から事業収入を差し引いた金額のいずれか少ない金額の範囲で申請できます。
- (2)提案型は、予算の範囲でチャレンジ部門の採択分を差し引いた金額の範囲で審査の結果の上位から採択されます。

《テーマ型》

- (1)市民公益活動促進委員会が選定したテーマに沿った事業で、総事業費は無制限ですが、1事業に対する補助金額の上限は30万円で、補助対象経費の3分の2または総事業費から事業収入を差し引いた金額のいずれか少ない金額の範囲で申請できます。
- (2)事業に係る研究・研修費も対象にできます。
- (3)テーマ型は、自立促進部門として提案型と同じ審査を行います。審査の結果上位1事業が優先的に採択されます。2位以下については、予算の範囲でチャレンジ部門及び自立促進部門テーマ型（上位1事業）の採択分を差し引いた金額の範囲内で、自立促進部門提案型と併せた審査の結果の上位から提案型にて採択されます。ただし、予算の範囲内の場合は、テーマ型として上位から採択します。

チャレンジ部門

- (1) 総事業費が30万円未満の事業で、同一の団体が過去にこの補助金の交付を受けていない事業。
- (2) 1事業に対する補助金の上限は10万円で、補助対象経費の3分の2または総事業費から事業収入を差し引いた金額のいずれか少ない金額の範囲で申請できます。
- (3) 自立促進部門と同じ審査を行います。審査の結果の上位5事業までが優先的に採択されます。

わくわく市民公益活動団体スタートアップ支援補助金

市民公益活動を目的とした「団体の立ち上げ」を目指す団体を補助する制度です。

令和4年9月より市民活動支援センターで随時受け付けています!!

詳しくは、右側のQRコードから市民活動支援センターの「わくわく市民公益活動団体スタートアップ支援補助金」のホームページへ。



市民活動支援センター

2. 今年度の自立促進部門テーマ型のテーマについて

今年度の自立促進部門テーマ型のテーマは下記のとおりです。具体的な事業内容や実施方法は問いません。

◎ 防犯・防災・交通安全など地域の安心に関する活動

(一人ではできないが、多数で取り組めば地域の安全向上につながる活動等)

◎ 文化、芸術やスポーツの振興に関する活動

(伝統行事や新しいスポーツ、年代を問わず取り組める運動、手軽に始められる趣味など)

◎ 健康や福祉を増進する活動

(地域特性を生かしたウォーキングや、日常でもできる軽運動を推奨し、体力維持を啓発する等)

(活動テーマは、市民から寄せられたアンケートの結果をもとに、市民公益活動促進委員会で選びます。)

3. 申請時の注意点

(1) チャレンジ部門を経て自立促進部門に申請した継続事業については、補助金の上限は28万円となり、年度ごとに2万円ずつ減額していきます。通算で5年まで受給できます。

【例】

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
チャレンジ部門	上限 10 万円				
自立促進部門		上限 28 万円	上限 26 万円	上限 24 万円	上限 22 万円

(2) 自立促進部門内において、提案型及びテーマ型で1事業ずつ申請することは可能です。

(3) 自立促進部門では提案型とテーマ型を通算して5年を上限とします。

【例】自立促進部門の継続事業として5年間テーマ型に申請し、1年目と3年目はテーマ型での採択、2, 4, 5年目は提案型での採択となった場合も自立促進部門内において5年の受給が限度です。

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
テーマ型	○		○		
提案型		○		○	○



IV 補助金申請から報告までの流れ

申請受付

令和7年2月3日(月)から令和7年2月28日(金)まで

場所：公民連携・協働推進グループ（市役所本庁2階）

書類審査と
申請書類の公開

◎評価部会による書類審査・申請書類の公開

令和7年4月1日(火)から令和7年4月18日(金)まで

場所：市民活動支援センター（市役所南館2階）

公民連携・協働推進グループ（市役所本庁2階）

公開プレゼンテーション
公開審査

◎公開プレゼンテーション

日時：令和7年4月20日(日)午前9時00分（発表者集合）

場所：市役所南館2階・講堂

※申請団体数によって、時間変更あり。

決定通知及び結果公表

◎決定通知および結果公表

令和7年5月末日までに市長から交付の可否の通知と審査結果の公表

実績報告

◎事業の実施

促進委員による期中評価（事業視察）を実施します

事業報告会

◎事業完了後、30日以内に実績報告書の提出

◎事業報告会の実施

開催日：令和8年4月のいずれかの日曜日を予定しています。



V 申請の方法など

1. 申請方法

(1) 申請方法 **直接申請**または**郵送**による

(2) 申請受付期間 **令和7年2月3日（月）～令和7年2月28日（金）**

直接申請	月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分まで（土曜日、日曜日、祝日は休業日）
郵送	令和7年2月28日（金）の消印有効

(3) 申請書類 次の申請書類に必要事項を記入して、申請受付期間内に下記へ提出
申請受付期間外及び時間外の受け付けは一切行いません。

チェック欄	提出書類	
	1	大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付申請書(様式第1号)
	2	事業計画書(別紙1)
	3	収支予算書(別紙2)
	4	報償費積算書(別紙2-1)
	5	役員名簿(自由様式)
	6	定款、会則またはこれに準ずるもの
	7	団体概要書(別紙4)
	8	団体自己PR票

■注意事項■

- ・提出された書類はお返ししませんので、必要なものは申請団体でコピーするなどしてから提出してください。
- ・提出書類の書式は、下記の提出先にて配布をしますが、市のホームページの「市民公益活動促進補助金制度」のページからダウンロードできます。また、電子メールなどでの提供もできます。

(4) 提出先

〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目 2384-1 大阪狭山市 政策推進部 公民連携・協働推進グループ (注) 郵送の場合は、「市民公益活動促進補助金申請書在中」と明記してください。
--

2. 補助金申請に関する相談

申請期間中は下記の窓口で相談を受け付けています。

- 市民活動支援センター（月曜日から土曜日午前10時から午後9時まで
日曜日午前10時から午後6時まで※祝日を除く）

Tel:072-366-4664 Mail: simin025@yacht.ocn.ne.jp

- 公民連携・協働推進グループ（平日午前9時から午後5時30分まで※土日祝を除く）

Tel:072-366-0011（内線240） Mail: kyodo@city.osakasayama.osaka.jp



3. 申請書類の公開など

提出された申請書類は、書類における内容の予備審査を行った後、下記の期間と場所で公開します。また、申請のあった申請団体名及び申請事業の概要については市のホームページの「市民公益活動促進補助金制度」のページに掲載し公表します。

- 公開期間：令和7年4月1日（火）～令和7年4月18日（金）

- 公開場所：市民活動支援センター（市役所南館2階）

公民連携・協働推進グループ（市役所2階）

4. 書類審査及び公開プレゼンテーションの審査など

書類審査と公開プレゼンテーションの審査は、評価部会が行います。

審査結果は、促進委員会でまとめ、市長に報告します。市長は促進委員会の審査結果を尊重して補助対象事業の採択と補助金の交付額を決定します。

(1) 書類審査

申請書類は、公開プレゼンテーションに先立ち、申請書類の写しを評価部会の審査員に配布して事前に審査します。

(2) 公開プレゼンテーション（発表）

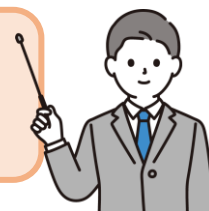
市民が企画・実施する公益活動を市が支援するにあたり、その公平性、公正性、透明性を高めるために実施するもので、評価部会が審査します。

申請団体が、補助金の申請をしている他の団体とともに、公開の場で事業について発表することは、各事業の客観性を高めることが期待されるとともに、事業に対する多くの市民の理解を得ることにもなります。公開プレゼンテーション（発表）は、補助金を受けるための必須条件ですので必ず参加してください。

日時 令和7年4月20日（日）午前9時15分～（予定）

場所 市役所南館2階・講堂

（注意）発表者の集合時間：午前9時00分 ※申請団体数によって時間変更有り



《公開プレゼンテーションの注意事項》

- ・申請団体が多数の場合は、終了時がタ刻になる場合があります。
- ・プレゼンテーションに係る割当時間（準備を含む）は1団体7分以内です。ただし、発表の途中であっても7分経過と同時に打ち切りますのでご注意ください。
- ・前年度に市民公益活動促進補助金の交付を受けた団体は、併せて前年度の事業報告を行っていただきます。プレゼンテーションの時間と合計して1団体14分以内で、その成果や今後の展望などを報告してください。
- ・パソコンを使用しての発表も可能です。その場合は、事前に市民活動支援センターと日程調整をした上で動作確認をしておいてください。
- ・模造紙等を使用する場合は、110cm×80cm 程度の大きさの紙3枚程度までの掲示が可能です。
- ・会場に用意しているものは、パソコン1台、プロジェクター1台、スクリーン1台（据付式）、マイク1本、ホワイトボード（マーカー付）1台です。
- ・発表順は、事前に通知します。
- ・発表後における質疑応答時間は、1団体3分以内としますので、できるだけ簡潔に回答してください。

5. 審査の手順

(1) 審査

審査は、評価部会が行います。審査員は、本人若しくは同居の親族が役員になっている申請団体などについては、審査の公正性を保つため、その団体に関する審査を辞退します。なお、審査員の資格や申請団体等に関し疑義がある場合は、令和7年4月21日（月）から令和7年4月25日（金）までに公民連携・協働推進グループに申し立てることができます。

(2) 審査方法

- ①審査基準により配点し、獲得点数の高いものから順位を決定します。ただし、審査員が審査を辞退した場合は、平均点の高いものからとします。
- ②上記①による同点の場合は、審査員の多数決で決定します。
- ③各審査員の審査結果の内容は公表しません。

(3)審査基準（審査員の持ち点は、一人100点です。）

審査項目		配点
公益性	①広く一般市民を対象とし、市民に共感が得られる内容となっているか	10
	②事業の成果が不特定多数の市民の利益につながる事業であるか	10
	③地域の課題解決につながる事業であるか	10
発展性	④団体や事業内容が一過性に終わらず、発展する可能性が高いか	5
	⑤市民や各団体の相互連携を促進するきっかけづくりになる事業であるか	5
	⑥幅広い世代や他の地域、市民活動団体を巻き込み、広く波及する事業であるか	10
計画性	⑦事業計画は実現可能であり、実施に向けてのスケジュール、方法、体制および予算が妥当なものか	10
先駆性	⑧団体の特性が活かされ、事業内容にアイデアと工夫があり、新たな視点や発想から提案されたものであるか	10
自立目標度	⑨補助金だけに頼らず、自己努力による資金確保（会費・寄付金・協賛金・参加費等）に努めているか	5
	⑩事業の継続的な展望が期待できるか	5
情報開示度	⑪事業をPRするために広報活動（ポスターやチラシ、SNS等）を積極的に行っており、事業計画書や収支予算書は、第三者が見てもわかりやすいものになっているか	10
プレゼンテーション	⑫事業内容が的確に伝えられ、事業を成し遂げたいという熱意と意欲が感じられるか	10
合計		100

6. 補助金の決定

第三者機関の評価部会が申請書類と公開プレゼンテーションの内容を審査し、補助対象事業の選考と補助金交付額の査定を行い市長に報告します。市長はその結果を尊重し、決定します。（申請額から減額されることがあります。）

申請団体には、5月末日までに、補助金交付の可否についての結果を書面で通知します。

また、市のホームページでも結果（採択分のみ）を公表します。

原則として、事業完了後に実績報告書を提出した後に補助金交付となりますが、事業中に補助金交付額の範囲内で概算払いも可能です。
（手引きP28、大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付要綱第14条参照）





VI 市に対する協力と期中評価

補助金の交付決定を受けた団体は、市民公益活動促進に関するPRにご協力ください。ポスター、チラシなどの事業の広報資材に大阪狭山市市民公益活動促進補助金の補助を受けている事業である旨を表示してください。なお、ポスターやチラシなどの掲出については、掲出場所の規則を守ってください。

また、その事業の実施状況については、促進委員会委員が期中評価として事業の視察を行います。評価項目は、別紙「期中評価シート」（27ページ）を参照してください。

VII 報告

事業が完了したときは、完了日から起算して 30 日以内に次の書類を提出してください。

1. 補助金実績報告書等の提出

(1) 提出書類

- ①大阪狭山市市民公益活動促進補助金実績報告書（様式第5号）
- ②事業報告書（別紙5）
- ③収支決算書（別紙6）
- ④事業実施に係る記録写真、資料等
- ⑤領収書等の写し（金額確認のためのチェックシートを付けてください）
- ⑥自己評価シート（別紙7）

(2) 提出先

《直接・郵送》

〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目 2384-1

大阪狭山市 政策推進部 公民連携・協働推進グループ

（注）郵送の場合は、「市民公益活動促進補助金実績報告書在中」と明記してください。

(3) 提出期日

事業が完了した日から起算して 30 日以内（注意！：期限厳守）

2. 事業報告会の実施

対象事業の実施成果を広く市民に紹介するために、次年度の公開プレゼンテーションと併せて事業報告会を開催しますので、必ずご参加ください。発表者は代表者以外の人でも構いません。

○開催日：令和8年4月のいずれかの日曜日を予定。

（開催日の通知は追って補助金交付団体に連絡します。）

○会場 市役所南館2階・講堂

VIII 法的根拠

この補助金は、地方自治法第232条の2及び大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付要綱に基づいて交付するものです。



2. 収支予算書・報償費積算書 記入例

【表】収支予算書

(別紙2)

収 支 予 算 書

団体名 6 ○○○○

収入の部		
項 目	予算額	内 容 説 明
1. 団体自己負担金	116,400	前年度繰越金66,400円 自己資金50,000円
2. 市補助金	87,000	市民公益活動補助金希望額
3. 事業収入	5,000	コーヒー売上100円×50
4. 寄附金・協賛金	70,000	協賛金1,000円×10口 寄附金30,000円×2口
5. その他	0	
合 計	278,400	

支出の部				(単位:円)
項 目	予算額	補助対象経費	補助対象外経費	
1. 報償費	40,000	30,000	10,000	
2. 旅費	15,000	15,000	0	
3. 需用費	118,000	25,000	93,000	
4. 役務費	16,400	16,400	0	
5. 委託料	47,000	47,000	0	
6. 使用料及び賃借料	20,000	20,000	0	
7. 原材料費	22,000	22,000	0	
8. その他	0	0	0	
合 計	278,400	175,400	103,000	

《経費説明資料》

項 目	内 容	単 価	数 量	合 計	うち補助対象経費	うち補助対象外経費
1. 報償費	講師謝礼	40,000	1	40,000	30,000	10,000
2. 旅費	スタッフ謝礼(交通費)	2,000	5	10,000	10,000	0
	講師交通費	5,000	1	5,000	5,000	0
3. 需用費	ちらし作製費	17,000	1	17,000	17,000	0
	ポスター作製費	8,000	1	8,000	8,000	0
頁 計					70,000	10,000
					80,000	
合 計					80,000	

- ①収入合計から2～5を差し引いたものが自己負担になります。
- ②支出の部の補助対象経費合計の2分の1(チャレンジ部門は3分の2)と、総事業費から事業収入を差し引いた金額の少ない額を千円単位にします。(限度額以内。)
- ③入場料等の収入を計上。ここでは、会場での販売収入を計上。
- ④ここでは1,000円の協賛金10口と、30,000円の寄附金2口を見込んでいます。団体構成員等から会費等を徴収する場合もここに記入してください。
- ⑤支出の部の合計額に一致。
- ⑥交付申請書(様式1号)に書いた団体の名称を記入。
- ⑦講師謝金、出演料、原稿料、アルバイト賃金など個人に支出する報償費。講師謝金の補助対象上限額は1件につき30,000円。ここでは謝金40,000円のうち上限の30,000円を対象経費に計上。
- ⑧製作のための材料など、形を変えて利用する原材料の購入費を計上。
食育等を目的とした公益的な催しに供するサンプル食等の食材は、原材料費として対象経費に計上できます。
- ⑨その他事業の特性から市長が認める経費。予算計上が必要な場合はあらかじめ事前にご相談ください。
- ⑩収入の部の合計額に一致

【裏】収支予算書

《經費說明資料》

(別紙2)裏面

1

- ①支出の部に計上した対象外経費についても、内容、単価、数量、金額について記入する。
②前項の合計と、該当頁計の合計額を記入する。
収入の部及び支出の部に計上した予算額の合計額に一致すること。

報償費補助対象経費積算書(構成員用)

記入例

薄い緑色箇所に
記入してください

事業実施内容	構成員名	(フリガナ)	サヤマ タロウ
		氏名	1 狭山 太郎
	事業名	2	シニア向けスマホ教室
	実施内容		パソコンやスマートフォンの使い方や手続きのサポートを通し、デジタルデバインド(情報格差)の解消を図る事業
	実施日	3	令和6年6月8日(土)、6月15日(日) 令和7年2月1日(土)、2月2日(日)

補助対象金額上限(1回あたり)		構成員のスキル
①	☒ 10,000 円まで	専門的な知識や資格を有し、指導される方 (例: イベントでのディレクション、農業の専門的な指導者など)
	4	説明欄 2020年にスマホアドバイザー資格を取得。これまでにスマホ教室を〇〇回開催している。端末を触ったことのない方から、所有しているが使いこなせないという方まで様々な参加者層に合わせた講座で、指導を行う。
②	☒ 5,000 円まで	専門的な知識や資格を有し、指導される方の補助スタッフ
		説明欄 スマホ教室において、質疑対応等の補助を行う。
③	☐ 3,000 円まで	一般スタッフ

	支払額(1回あたり)	実施回数	支払合計額	補助対象経費(小計)	補助対象外経費(小計)
①	12,000	2回	24,000	20,000	4,000
②	4,000	2回	8,000	8,000	0
③		6	0	0	0

補助対象経費(合計)	28,000
補助対象外経費(合計)	4,000

↑支払額と実施回数を入力すると、
補助対象経費、補助対象外経費が自動
計算されます

注意事項

- ・補助対象経費(合計)を超える金額は、補助対象経費に算入できません。
- ・実績報告時に、別途報償費の領収証コピー等を提出ください。
- ・報償費の等級付けについては、説明を求める場合があります。
- ・外部講師謝礼については、補助対象上限30,000円となります。

- ①「個人名」に該当構成員の名前を記入する。
- ②「事業名」は、申請書(様式第1号)の「補助対象事業の名称」と一致させる。
- ③「実施日」は、該当構成員が事業を実施する日付を記入する。
- ④該当するスキルにチェックを付ける。
- ⑤説明欄にどのようなスキルを持ち指導や補助を行うか、記入する。
- ⑥1回あたりの支払額と、実施回数を入力する(エクセルファイルに計算式が入っておりますので補助対象経費と補助対象外経費が自動計算されます)。

3. 補助金申請書類提出の際の確認シート

(提出は不要です)

■ 申請書(様式第1号)《様式:P19》

チェック欄	内 容
	申請年月日を記入していますか。
	所在地、団体名、代表者氏名を正しく記入していますか。ふりがなも付けていますか。
	申請する部門を「○」で囲んでいますか。
	「補助対象事業の名称」欄は、申請事業の名称を記入していますか。 団体全体の事業名などになっていませんか。
	「総事業費」は、申請事業に係る予算を記入していますか。 また、別紙2「収支予算書」の支出の部予算額の合計額と一致していますか。
	「補助対象経費」は、別紙2「収支予算書」の支出の部予算額の対象経費合計額と一致していますか。
	「補助金交付申請額」は、収支予算書の収入の部の「2. 市の補助金」の額と一致していますか。

■ (添付書類) 事業計画書(別紙1)《様式:P20~P21》

チェック欄	内 容
	「事業名」は、申請書(様式第1号)の「補助対象事業の名称」と一致していますか。 裏面のⅠ、Ⅱの中から申請事業に当てはまる番号を○で囲んでいますか。
	「事業の内容・目的」欄には、事業の内容と目的をわかりやすく記入していますか。 入りきらない場合は、別紙でも可。 💡 ポイント 💡 事業の斬新さやユニークさなど事業の特徴(アピールポイント)を入れても構いません。目的については、市民公益活動団体として地域の現状をどのように捉え、課題は何なのか、また、その課題にどのように取り組もうとしているのかなど織り交ぜながら記入してください。
	「事業実施期間」の欄には、事業の開始及び完了の予定日を記入していますか。 公演などの場合は、本公演当日の日を記入してください。準備や片付けの期間は含みません。
	「事業実施場所」欄は、申請事業を実施する主な場所を記入していますか。 複数ある場合は、その旨を記載してください。
	「対象事業者」欄は、事業の対象となる者をできるだけ詳しく記入していますか。
	「参加者見込人数」欄は、主催者関係者と一般参加者とを分けて、その人数を記入していますか。
	「協力・連携等行う団体」がある場合、その団体の名称等を記入していますか。 また、その団体と連携等が確定しているのか、あるいは、交渉中かなど当てはまるものを選んで囲んでいますか。

チェック欄	内 容
	「事業の広報・参加者の募集方法」について、具体的に記入していますか。
	「事業実施スケジュール及び事業実施上の組織体制」の欄に、そのスケジュールや体制を分かりやすく記入していますか。 別紙で提出する場合は、その書類が添付しているか確認しましたか。

■ (添付書類) 収支予算書 (別紙2) 《様式:P22~P23》

チェック欄	内 容										
	団体名を記入していますか。										
	金額は、円単位で記入していますか。										
	申請事業に関する予算のみとなっていますか。団体全体の予算ではありませんか。										
	需用費のうち、消耗品は1点につき10,000円を超えるものではありませんか。(10,000円を超えるものは対象外となります)										
	「支出の部」欄で、補助対象外経費と補助対象経費の合計額を各項目の予算額の欄に記入していますか。 各項目の合計額に記入誤りはありませんか。										
	「収入の部」の予算額の合計額と、「支出の部」の予算額の合計額と一致していますか。また、申請書(様式第1号)の総事業費と一致していますか。 「収入の部」の内容説明欄に、自己資金・繰越金等の金額内訳を記入していますか。										
	「収入の部」の「市補助金」については、「補助対象経費の総額」と「総事業費から事業収入を差し引いた額」のいずれか少ない額で、チャレンジ部門は3分の2、自立促進部門テーマ型は3分の2、自立促進部門提案型は2分の1を超えない範囲で希望する補助金交付額(端数を千円単位に切り捨て)を記入していますか。また、申請書(様式第1号)の補助金申請額と一致していますか。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">💡 市補助金額 💡</th></tr> <tr> <th>部門</th><th>補助率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>チャレンジ部門</td><td>3分の2</td></tr> <tr> <td>自立促進部門提案型</td><td>2分の1</td></tr> <tr> <td>自立促進部門テーマ型</td><td>3分の2</td></tr> </tbody> </table>	💡 市補助金額 💡		部門	補助率	チャレンジ部門	3分の2	自立促進部門提案型	2分の1	自立促進部門テーマ型	3分の2
💡 市補助金額 💡											
部門	補助率										
チャレンジ部門	3分の2										
自立促進部門提案型	2分の1										
自立促進部門テーマ型	3分の2										
	「支出の部」の補助対象経費合計と申請書(様式第1号)の補助対象経費と一致していますか。										
	「支出の部」欄の「補助対象経費」については、経費説明資料の各項目の内容説明に記入した具体的経費のうち、補助対象経費の合計額を記入していますか。 💡 ポイント 💡 具体的な経費内容については、この手引きの「4. 補助の対象となる経費(2ページ)」を参考にしてください										
	「経費説明資料」の、内容、単価、数量、金額などを具体的に記入していますか。										

	見積書がある場合、その写しを添付していますか。
--	-------------------------

■（添付書類）報償費積算書（別紙2-1）《様式:P24》※構成員に報償費を支払う場合のみ必要

チェック欄	内 容
	「個人名」は構成員の名前を記入していますか。 (この積算書はお支払いをする個人に紐づけて、記入してください)
	「事業名」は、申請書（様式第1号）の「補助対象事業の名称」と一致していますか。
	「実施日」は、該当構成員が事業を実施する日付を記入していますか。
	該当する金額チェック欄を付け、説明欄にどのようなスキルを持ち指導や補助を行うか、記入していますか。
	スキルごとの基準額（①10,000 円まで②5,000 円まで③3,000 円まで）を満たした額を金額欄に記入していますか。※基準額を超える額は補助対象経費に算入できません。

■（添付書類）団体概要書（別紙3）《様式:P25》

チェック欄	内 容
	「団体名」は、申請書（様式第1号）の「団体名」と一致していますか。
	「設立年」欄は、会則などに記載してある設立年を記入していますか。 また、活動歴は設立後1年以上ありますか。
	「会員数（社員数）」欄は、申請日現在の会員数（法人の場合は社員数）を記入していますか。また、3人以上の役員名簿（役職・氏名・住所）を添付していますか。
	「法人格の有無」の欄に記入していますか。
	「会報等の発行」「ホームページ・フェイスブック等」の欄に記入していますか。 会報等を発行している場合は、年間の発行回数、あるいは、発行予定回数を記入していますか。
	「主な活動内容と活動実績」の欄には、これまでの主な活動内容や実績を具体的に記入していますか。関係資料として、その活動内容がわかる資料（チラシやパンフレット等）を添付していますか。
	「過去の補助実績」の欄には、ある場合のみ記入しますが、その実績を具体的に書いていますか。令和6年度までの間に大阪狭山市、大阪府、その他の地方公共団体から補助金を受けている場合、その名称や金額を具体的に記入してください。
	「今後の展開」の欄には、申請事業も含め、今後、団体としてどのような運営や事業の展開を考えているのか記入していますか。中期・長期の事業計画書などがあれば添付してください。別紙も可。
	「担当者連絡先」の欄に、担当者名（ふりがな）・郵便番号、住所、電話番号、FAX、Eメールアドレスを正しく記入していますか。
	団体の事業全体がわかる前年度の事業計画書、予算書、団体パンフレットなどを適宜添付してください。

■その他確認項目

チェック欄	内 容
	申請書類は、コピーするなどして、必ず団体で一式保管してください。
	申請書類は、書類上における内容の予備審査を行います。 そこで、申請書類に不備があれば、担当者にその旨を連絡しますので、提出書類の修正、差し替え等をしていただきます。
	令和7年4月1日（火）から令和7年4月18日（金）までの間、申請書類一式を「大阪狭山市個人情報保護条例」及び「大阪狭山市情報公開条例」に反しない範囲で公開します。このことを十分に踏まえたうえで作成してください。 公開する場所は、市民活動支援センター及び公民連携・協働推進グループです。なお、事業の概要として申請書類の一部を市のホームページ（市民公益活動促進補助金制度のページ）にも掲載します。

■提出書類

提出書類は整っていますか。		
提出書類		① 大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付申請書（様式第1号）
		② 事業計画書（別紙1）
		③ 収支予算書（別紙2）
		④ 報償費積算書（別紙2-1）
		⑤ 役員名簿（自由様式）
		⑥ 定款、会則またはこれに準ずるもの
		⑦ 団体概要書（別紙3）
		⑧ 団体自己PR票

4. 申請様式

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）大阪狭山市長

所在地
ふりがな
団体名
ふりがな
代表者氏名

大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付申請書

大阪狭山市市民公益活動促進補助金の交付を受けたいので、大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

補助対象事業の名称 及び部門		
		・チャレンジ部門 ・自立促進部門（提案型・テーマ型）
総事業費		円
補助対象経費		円
補助金交付申請額		円
添付書類		(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 定款、会則又はこれに準ずるもの (4) 団体の概要説明書 (5) その他（ ）
※市 使用欄	部門・回数	年 部門 回
	実績	

(別紙1)

団体名 _____

事業計画書

1. 事業名 _____

2. 事業内容・目的

--

3. 事業実施期間 _____

4. 事業実施場所 _____

5. 事業対象者 _____

6. 参加者見込人数 ◎主催者 _____ 人 ・ ◎一般 _____ 人

7. 協力・連携等行う団体

団 体 名		確定 ・ 交渉中 ・ その他
協力・連携等 内 容		

8. 事業の広報・参加者の募集方法（市民への周知方法等について書いてください。）

--

9. 事業実施スケジュール及び事業実施上の組織体制

--

◎申請事業に該当するものすべてを下記のⅠ、Ⅱの中からそれぞれ選び、その番号を○で囲んでください。

Ⅰ．大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付要綱第４条第１項に規定する事業

- (1) 市民公益活動団体間の連携を図る事業
- (2) 新しい公共サービスのあり方を実践的に提案する事業
- (3) 市と協働して行うことで共通の公共的目標達成に向け効果が期待できる事業
- (4) その他市民公益活動の活性化につながる事業

Ⅱ．特定非営利活動促進法第２条関係の別表に掲げる２０の活動分野より

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 社会教育の推進を図る活動
 - (3) まちづくりの推進を図る活動
 - (4) 観光の振興を図る活動
 - (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
 - (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (7) 環境の保全を図る活動
 - (8) 災害救援活動
 - (9) 地域安全活動
 - (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - (11) 国際協力の活動
 - (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - (13) 子どもの健全育成を図る活動
 - (14) 情報化社会の発展を図る活動
 - (15) 科学技術の振興を図る活動
 - (16) 経済活動の活性化を図る活動
 - (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - (18) 消費者の保護を図る活動
 - (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
 - (20) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
- ※大阪府条例で定めている活動はありません。

团体名	人数	性别	年龄	职业	教育程度	婚姻状况	收入	健康状况	兴趣爱好	其他信息
张三	1	男	25	程序员	本科	已婚	8000	良好	篮球、阅读	
李四	1	女	30	教师	硕士	未婚	6000	良好	瑜伽、旅行	
王五	1	男	40	医生	本科	已婚	12000	良好	钓鱼、下棋	
赵六	1	女	28	设计师	本科	未婚	9000	良好	摄影、绘画	
孙七	1	男	35	工程师	本科	已婚	10000	良好	跑步、音乐	
周八	1	女	32	会计	本科	已婚	7000	良好	购物、做饭	
吴九	1	男	22	学生	高中	未婚	2000	良好	打游戏、看电影	
郑十	1	女	27	销售	本科	未婚	5000	良好	逛街、聚会	
陈十一	1	男	38	公务员	本科	已婚	11000	良好	喝茶、散步	
林十二	1	女	29	自由职业	本科	未婚	4000	良好	写作、旅行	
周十三	1	男	45	退休	高中	已婚	3000	良好	广场舞、看电视	
吴十四	1	女	33	护士	大专	已婚	6500	良好	瑜伽、阅读	
郑十五	1	男	26	程序员	本科	未婚	8500	良好	编程、运动	
陈十六	1	女	31	教师	硕士	已婚	7500	良好	阅读、旅行	
林十七	1	男	42	医生	本科	已婚	13000	良好	钓鱼、下棋	
周十八	1	女	24	设计师	本科	未婚	9500	良好	摄影、绘画	
吴十九	1	男	36	工程师	本科	已婚	10500	良好	跑步、音乐	
郑二十	1	女	34	会计	本科	已婚	7200	良好	购物、做饭	
陈二十一	1	男	23	学生	高中	未婚	2200	良好	打游戏、看电影	
林二十二	1	女	26	销售	本科	未婚	5200	良好	逛街、聚会	
周二十三	1	男	41	公务员	本科	已婚	11500	良好	喝茶、散步	
吴二十四	1	女	30	自由职业	本科	未婚	4200	良好	写作、旅行	
郑二十五	1	男	46	退休	高中	已婚	3200	良好	广场舞、看电视	
陈二十六	1	女	32	护士	大专	已婚	6800	良好	瑜伽、阅读	
林二十七	1	男	27	程序员	本科	未婚	8800	良好	编程、运动	
周二十八	1	女	31	教师	硕士	已婚	7800	良好	阅读、旅行	
吴二十九	1	男	43	医生	本科	已婚	13500	良好	钓鱼、下棋	
郑三十	1	女	25	设计师	本科	未婚	9800	良好	摄影、绘画	
陈三十一	1	男	37	工程师	本科	已婚	10800	良好	跑步、音乐	
林三十二	1	女	35	会计	本科	已婚	7400	良好	购物、做饭	
周三十三	1	男	24	学生	高中	未婚	2400	良好	打游戏、看电影	
吴三十四	1	女	28	销售	本科	未婚	5400	良好	逛街、聚会	
郑三十五	1	男	44	公务员	本科	已婚	11800	良好	喝茶、散步	
陈三十六	1	女	29	自由职业	本科	未婚	4400	良好	写作、旅行	
林三十七	1	男	47	退休	高中	已婚	3400	良好	广场舞、看电视	
周三十八	1	女	33	护士	大专	已婚	7000	良好	瑜伽、阅读	
郑三十九	1	男	28	程序员	本科	未婚	9000	良好	编程、运动	
陈四十	1	女	32	教师	硕士	已婚	8000	良好	阅读、旅行	
林四十一	1	男	44	医生	本科	已婚	14000	良好	钓鱼、下棋	
周四十二	1	女	26	设计师	本科	未婚	10000	良好	摄影、绘画	
郑四十三	1	男	38	工程师	本科	已婚	11000	良好	跑步、音乐	
陈四十四	1	女	36	会计	本科	已婚	7600	良好	购物、做饭	
林四十五	1	男	25	学生	高中	未婚	2600	良好	打游戏、看电影	
周四十六	1	女	29	销售	本科	未婚	5600	良好	逛街、聚会	
郑四十七	1	男	45	公务员	本科					

(別紙2)

収入の部		支出の部			(単位:円)	
項 目	予算額	内 容 説 明	項 目	予算額	補助対象経費	補助対象外経費
1. 団体自己負担金			1. 報償費			
2. 市補助金			2. 旅費			
3. 事業収入			3. 需用費			
4. 寄附金・協賛金			4. 役務費			
5. その他			5. 委託料			
			6. 使用料及び賃借料			
			7. 原材料料費			
			8. その他			
合 計			合 計			

《經費說明資料》

項 目	内 容	単 価	数 量	合 計	うち補助対象経費	うち補助対象外経費
				頁 計		
				合 計		

(別紙2-1)

報償費補助対象経費積算書(構成員用)

事業実施内容	構成員名	(フリガナ)	
		氏名	
	事業名		
	実施内容		
	実施日		

補助対象金額上限(1回あたり)			構成員のスキル
①	☐	10,000 円まで	専門的な知識や資格を有し、指導される方 (例: イベントでのディレクション、農業の専門的な指導者など)
			説明欄
②	☐	5,000 円まで	専門的な知識や資格を有し、指導される方の補助スタッフ
			説明欄
③	☐	3,000 円まで	一般スタッフ

	支払額(1回あたり)	実施回数	支払合計額	補助対象経費(小計)	補助対象外経費(小計)
①					
②					
③					

補助対象経費(合計)	
補助対象外経費(合計)	

注意事項

- ・上記補助対象経費(合計)を超える金額は、補助対象経費に算入できません。
- ・実績報告時に、別途報償費の領収証コピー等を提出ください。
- ・報償費の等級付けについては、説明を求める場合があります。
- ・外部講師謝礼については、補助対象上限30,000円となります。

(別紙3)

団 体 概 要 書

団 体 名			
設 立 年	年	会員数 (社員数)	人 ★役員名簿を添付すること。 ★法人の場合は社員数を記入。
法人格の有無	有 ・ 無		
会報等の発行 (メールマガジンを含む)	有 (年 回) ・ 無	ホームページ・フェイスブック等	有 ・ 無
主な活動内容 と 活 動 実 績			
	★活動内容がわかるチラシ、パンフレット等ある場合は添付すること。		
過 去 の 補 助 実 績			
今 後 の 展 開			
担当者連絡先	ふりがな 担当者名 住所 〒 電話 E-mail FAX		

申請団体自己PR票

申請団体名：

PR項目	PR内容記入欄
① 公益性 広く一般市民を対象とし、市民に共感が得られる内容となっているか。事業の成果が不特定多数の市民の利益につながる事業であるか。地域の課題解決につながる事業であるか。	
② 発展性 団体や事業内容が一過性に終わらず、発展する可能性が高いか。市民や各団体の相互連携を促進するきっかけづくりになる事業であるか。幅広い世代や他の地域、市民活動団体を巻き込み、広く波及する事業であるか。	
③ 計画性 事業計画は実現可能であり、実施に向けてのスケジュール、方法、体制および予算が妥当なものか。	
④ 先駆性 団体の特性が活かされ、事業内容にアイデアと工夫があり、新たな視点や発想から提案されたものであるか。	
⑤ 自立目標度 補助金だけに頼らず、自己努力による資金確保（会費・寄付金・協賛金・参加費等）に努めているか。事業の継続的な展望が期待できるか。	
⑥ 情報開示度 事業をPRするために広報活動（ポスターやチラシ、SNS等）を積極的に行っており、事業計画書や収支予算書は、第三者が見てもわかりやすいものになっているか。	
⑦ プレゼンテーション 事業内容が的確に伝えられ、事業を成し遂げたいという熱意と意欲が感じられるか	

5. 期中評価（事業視察）シート（参考）

◎評価者：_____

◎評価実施日時：_____年 _____月 _____日（ ） _____時 _____分～ _____時 _____分

◎事業期間：長期型・短期型

事業名	
	年度 _____ 部門 _____ 回 _____
事業実施場所の確認	
事業目的の確認	
事業対象者 (人数) の状況	
事業対象者への対応	
協力・連携団体 とのコミュニケーション 状況	
事業内容の確認	
広報活動状況 (設置場所・分かり易さなど)	ポスター掲示 () チラシ配布 () 参加申込書の配布 () 市広報誌への掲載 (_____ 月号) ミニコミ誌への掲載 (_____ 年 _____ 月 _____ 日号) その他に掲載 (情報媒体名など: _____)
事業対象者から 入ってくる情報 や気づいたこと	

6. 大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪狭山市市民公益活動促進条例（平成14年大阪狭山市条例第13号。以下「条例」という。）の基本理念に基づき、市民公益活動を促進するため、公募により選考した市民公益活動団体が行う活動に対し、大阪狭山市市民公益活動促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民公益活動 条例第2条第1項に規定する活動をいう。
- (2) 市民公益活動団体 条例第2条第2項に規定する団体をいう。

(補助金の対象団体)

第3条 補助金の交付対象となる団体は、次に掲げるすべての要件に該当する市民公益活動団体とする。

- (1) 代表者を含め3人以上の役員を有すること。
- (2) 事業計画及び収支を示すことができること。
- (3) 事務所を市内に有する団体であること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、大阪狭山市市民公益活動促進条例第2条第1項に基づく市民公益活動であって、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 市民公益活動団体間の連携を図る事業
 - (2) 新しい公共サービスのあり方を実践的に提案する事業
 - (3) 市と協働して行うことで共通の公共的目標達成に向け効果が期待できる事業
 - (4) その他市民公益活動の活性化につながる事業
- 2 補助対象事業のうち、複数年にわたる事業又は複数年にわたって繰り返し実施する事業については、5年を限度として補助対象とすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。
- (1) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体から、他の制度による補助等を受けているとき。
 - (2) その他市長が適当でないと認めたとき。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業に要する経費のうち別表第1に掲げるものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、事業に要する経費から当該事業に係る収入額を控除した額と補助対象経費に別表第2に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める補助率を乗じて得た額とを比較していずれか少ない方の額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金は、別表第2に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める額を限度とする。

(補助対象事業の募集)

第7条 市長は、期間を定めて補助対象事業の募集を行うものとする。

2 前項の募集は、年1回とし、市の広報及びホームページへの掲載その他適当と認める方法により市民に周知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条の募集に応じて、補助金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、市長が定める日までに、大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書

- (2) 収支予算書
- (3) 定款、会則又はこれに準ずるもの
- (4) 団体の概要説明書
- (5) その他市長が必要と認める書類
(補助対象事業の選考等)

第 9 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があった事業について、公開プレゼンテーションを開催し、補助対象事業の選考及び補助金の交付額の査定（以下「補助対象事業の選考等」という。）を行うものとする。

2 市長は、補助対象事業の選考等に際し、条例第 10 条に規定する大阪狭山市市民公益活動促進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

3 市長は、補助対象事業の選考等に関し、必要があると認めるときは、実地に調査を行うことができる。

4 補助対象事業の選考に係る審査基準については、別に定める。
(補助金額の交付決定等)

第 10 条 市長は、委員会から前条第 2 項の規定に基づく審査結果の報告があったときは、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金を交付すると決定したときは、大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金を交付しないと決定したときは、大阪狭山市市民公益活動促進補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

4 市長は、第 2 項の規定により補助金の交付を決定したときは、当該補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。
(事業の変更等)

第 11 条 前条第 2 項の規定により補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ大阪狭山市市民公益活動変更等承認申請書（様式第 4 号）に関係書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更等承認申請書を受けたときは、当該申請の内容について精査するとともに委員会に報告し、その意見を求めるものとする。

3 市長は、前項の規定により委員会の意見を聴いて当該申請内容を承認するときは大阪狭山市市民公益活動変更等承認通知書（様式第 4 号の 2）、承認しないときは大阪狭山市市民公益活動変更等不承認通知書（様式第 4 号の 3）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、市長が定める日までに、大阪狭山市市民公益活動促進補助金実績報告書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業実施に係る記録写真、資料等
- (4) 領収書等の写し

2 補助事業者は、前項の規定により報告書を提出した場合は、事業報告会において、その成果を発表しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 13 条 市長は、前条第 1 項の規定による報告書の提出があったときは、委員会の意見を聴いた上で、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額を確定し、大阪狭山市市民公益活動促進補助金額確定通知書（様式第 6 号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求等)

第 14 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付請求書（様式第 7 号）により、補助金の交付を市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(概算払)

第15条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、第10条第2項の規定により交付決定した額の範囲内で概算払により補助金を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、大阪狭山市市民公益活動促進補助金概算払交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 交付決定に付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) その他市長が補助金の交付が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、大阪狭山市市民公益活動促進補助金返還命令書（様式第10号。以下「返還命令書」という。）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、第13条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、返還命令書により、期限を定めてその超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第18条 補助事業者は、補助金に係る経理について他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(報告及び調査)

第19条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は実地に調査することができる。

(公表)

第20条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため、第8条、第10条、第11条及び第13条に係る事項を公表するものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年度において、改正前の大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付要綱の規定に基づき補助金の交付を受けた事業については、改正後の大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付要綱別表第2に規定する自立促進部門に関する相当規定に基づき補助金の交付を受けた事業とみなす。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費

区 分	経 費 の 種 類
報 償 費 旅 費 需 用 費 役 務 費 委 託 料 使用料及び賃借料 原 材 料 費 そ の 他 の 経 費	講師等謝礼、調査及び研究に係る報償等 交通費、通行料等 文具、雑品、図書、写真現像焼付、コピー及びチラシ・ポスター等印刷製本、石油等燃料、医薬材料等 郵便料、通信費、クリーニング代、保険料等 警備費、催し物等会場設営費等 催し物等会場使用料、物品レンタル料等 材木、土砂等 その他事業の特性から市長が認める経費

別表第2（第6条関係）

区 分		補助率	補助限度額
チャレンジ部門		3分の2	100,000円
自 立 促 進 部 門	提 案 型	2分の1	300,000円 複数年度にわたる事業又は複数年度にわたって繰り返し実施する事業（以下「継続事業」という。）に係る2年目以降の補助限度額は、次のとおりとする。 2年目 280,000円 3年目 260,000円 4年目 240,000円 5年目 220,000円
	テ ー マ 型	3分の2	300,000円 継続事業に係る2年目以降の補助限度額は、次のとおりとする。 2年目 280,000円 3年目 260,000円 4年目 240,000円 5年目 220,000円

備考

- 1つの団体が同時に複数の部門について申請することはできない。また、1つの団体が同時に申請できる事業の数は、自立促進部門の提案型に係る事業は2事業まで、チャレンジ部門及び自立促進部門のテーマ型に係る事業は1事業とする。ただし、自立促進部門に係る事業は2事業までとする。
- 2 チャレンジ部門を初年度とした場合の継続事業については、自立促進部門の2年目以降の継続事業として、補助金の額を計算する。

- 3 自立促進部門の期間は5年が限度で、自立促進部門内での移動については、継続事業として、補助金の額を計算する。
- 4 自立促進部門のテーマ型のテーマについては、委員会が市民アンケートの結果から、毎年度1つ以上のテーマを選定するものとする。この場合において、前年度と同一のテーマを選定することができるものとする。
- 5 複数のテーマに複数の申請があった場合には、第9条第4項の審査基準により審査し、評価した点数のもっとも高い事業をテーマ型事業の補助対象事業として選考する。この場合において、自立促進部門のテーマ型で選考されなかった事業については、自立促進部門の提案型の事業として取り扱うものとし、チャレンジ部門及び自立促進部門のテーマ型で補助対象事業に選考した事業に必要な補助金の額を差し引いた予算の範囲内で、他の自立促進部門の提案型の事業と併せて審査を実施するものとする。

7. 大阪狭山市市民公益活動促進条例

平成 14 年 6 月 26 日
条 例 第 13 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民公益活動の促進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民公益活動団体の役割を明らかにするとともに、市民公益活動の促進に関する基本的な事項を定めることにより、その活動の健全な発展を促進し、もって活力に満ちた豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「市民公益活動」とは、市民が自発的かつ自立的に行う営利を目的としない活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

2 この条例において「市民公益活動団体」とは、市民公益活動を継続して行う団体であって、主として市内を活動地域とするものをいう。

3 この条例において「事業者」とは、営利を目的とする事業を行う者をいう。

(基本理念)

第 3 条 市、市民、事業者及び市民公益活動団体は、対等の立場でそれぞれの役割を理解し、協働して地域社会の発展に努めなければならない。

2 市が市民公益活動を支援するに当たっては、その活動の自主性、自立性を尊重するとともに、支援の内容及び手続きについて、公平かつ公正で透明性の高いものでなければならない。

(市の役割)

第 4 条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、市民公益活動の促進に関する施策の実施に努めるものとする。

(市民の役割)

第 5 条 市民は、基本理念に基づき、市民公益活動に関する理解を深め、自発的にその活動の発展及び促進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 6 条 事業者は、基本理念に基づき、地域社会の一員として、市民公益活動に関する理解を深め、自発的にその活動の発展と促進に協力し、支援するよう努めるものとする。

(市民公益活動団体の役割)

第 7 条 市民公益活動団体は、基本理念に基づき、市民公益活動に努めるとともに、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

(市の施策)

第 8 条 市は、市民公益活動を促進するため、予算の範囲内で、総合的な情報提供、活動場所の整備、財政的支援その他の環境の整備に努めるものとする。

(市民公益活動団体の活動内容等の公表)

第 9 条 市長は、市民の市民公益活動への理解を深め、参加意欲の醸成を図るため、市民公益活動に関する情報を公開しようとする市民公益活動団体から当該情報の提供があったときは、それを公表しなければならない。

2 前項に規定する市民公益活動団体は、活動内容等を市長に届け出るものとする。

(促進委員会)

第 10 条 市民公益活動の促進に関し、市長の諮問に応じ、必要な事項を調査審議するため、大阪狭山市市民公益活動促進委員会（以下「促進委員会」という。）を設置する。

2 促進委員会は、市民公益活動の促進に関し必要な事項について、市長に意見を述べるができる。

- 3 促進委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 市民
 - (2) 市民公益活動団体関係者
 - (3) 事業者
 - (4) 学識経験者
 - (5) その他市長が適当と認める者
- 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(委任)
- 第 11 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則
(施行期日)
この条例は、公布の日から施行する。

抜 粋

(寄附又は補助)

地方自治法第 232 条の 2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合には、寄附又は補助をすることができる。

＜令和５年度補助金交付事業の紹介＞

利用部門	自立促進部門提案型
申請団体名	猫ともクラブ in 大阪狭山
事業名	地域猫活動ってにゃんだ？～命にやさしいコミュニティをめざして～
事業の概要	所有者のいない猫の問題についての学習機会の提供、そのような猫が多い地域へのアンケート調査、啓発活動や命の教室の実施などにより、人と動物がしあわせに共生できるまちづくりを目指す。
総事業費	145,000円
補助金確定額	72,000円

利用部門	自立促進部門テーマ型
申請団体名	特定非営利活動法人南大阪サポートネット
事業名	地域で作る“生きづらい人々の居場所”トビラファーム
事業の概要	ひきこもりをはじめ、現代社会で生きづらさを抱える若者を対象に農園を居場所として提供し、食を通しての居場所づくり事業「地域食堂」を展開する。当事者と支援者及び地域の人たちとの交流に重点を置き、生きづらさを抱える若者が急増する現実をみんなで考える学習機会を積極的に設け、当事者や当事者家族に向けられる偏見差別をなくすとともに、理解を深める。
総事業費	716,000円
補助金確定額	220,000円

利用部門	チャレンジ部門
申請団体名	大阪狭山防災レンジャー
事業名	そなえてまわれプロジェクト
事業の概要	幼児期から災害などについて学ぶことで、防災意識向上の啓発を促す。そのため、親子で参加する救命講習会、防災に関する講話、避難所までの避難路を実際に散歩し、防災マップを作成するなど、親子で防災について学び考える機会をつくる。
総事業費	147,000円
補助金確定額	97,000円

利用部門	自立促進部門提案型
申請団体名	特定非営利活動法人南大阪サポートネット
事業名	ひきこもりの若者たちが「EM 廃油石鹼」で未来との循環を作る
事業の概要	ひきこもりの若者たちと支援者が、廃油を集めて EM 廃油石鹼づくり、その石鹼を使ってもらうことを通して、社会との繋がりを持ち、自分にも社会にも優しい循環のある取組みとして社会に貢献することで、当事者が望む自分らしい生き方の実現を目指す。
総事業費	406,000円
補助金確定額	202,000円

大阪狭山市市民公益活動促進補助金は「大阪狭山市公益活動促進基金」を活用し、市民が自主的に取り組む公益活動に対して資金的支援をするものです。

この基金は、マッチングギフト方式（市民協働の考えを取り入れ、市民の皆さんからいただいた寄附金と同額を市も積み立てることで基金の充実を図る方式）を取り入れています。

この補助金は令和7年（2025年）度の予算成立を前提としています。

●問い合わせ●

大阪狭山市市民活動支援センター

Tel・Fax：072-366-4664

Mail：simin025@yacht.ocn.ne.jp

大阪狭山市 政策推進部 公民連携・協働推進グループ

Tel：072-366-0011（内線 242） Fax：072-367-1254

Mail：kyodo@city.osakasayama.osaka.jp